

資料 4

受 理 報 告 (12 月)

区 分	対 象 事 業 名 称 等	受 理 年 月 日
1 そ の 他 (条例第 90 条に基づく報告等)	「(仮称) 神宮外苑地区市街地再開発事業」環境影響評価書素案	令和 4 年 11 月 30 日

12 月分受理報告に係る助言事項（事業者回答）

報告年月日：令和 4 年 12 月 26 日

■その他（条例第 90 条に基づく報告等）

事業名等：「(仮称) 神宮外苑地区市街地再開発事業」環境影響評価書素案

項 目	助言事項	回答
騒音・振動	1 工事施工中における建設機械の稼働に伴う建設作業騒音・振動、工事用車両の走行に伴う道路交通騒音・振動、工事完了後における関係車両の走行に伴う道路交通騒音・振動、施設の供用に伴う騒音の予測（設定）条件や手順が丁寧に説明されている。 ただし、施設の供用に伴う騒音の予測手順で幾つかの疑問点、および設定条件の未記載（不明な箇所）がある。 一つ目は音源のパワーレベルの設定で単位面積当りのパワーレベルの推定手順は記載されているが、観客席の面積の記載がなく、設定されたパワーレベルが不明である。また、客席の面音源高さを一律の 9 m に設定した根拠（理由）の記載がない。（資料 168～169 ページ） 二つ目は（本編 231 ページで）予測結果と現状の調査結果（実測）を 40 m、160m、320 m の 3 地点で比較しているが、まず、本編・資料編のいずれにも現状の調査結果の記載がない。また予測と実測が 160 m と 320 m でほぼ一致しているものの、40 m 地点で大幅に乖離している。この乖離した理由の説明がないまま、予測結果から 80 m 地点で 55 dB を満足すると断言できないと考える。 三つ目は、将来の野球場棟（球場）に最も近い住宅（北青山一丁	観客席の面積（12,437m²）については評価書に記載いたします。また、観客席の面音源については傾斜した設定とすることが難しいため、客席の最高高さでかつ、受音点側であるスタジアム周辺に近い 9m 高さとして設定しました。これについても評価書に記載いたします。 現状の調査結果については評価書素案の p. 172 に記載させていただいております。現地の状況により調査結果と予測結果が異なる地点もございますが、施設騒音の予測については環境影響評価調査計画書において、伝搬理論式により計算することとしております。 また、予測において反射音は考慮しておりませんが、仮にホテル棟や事務所棟方向の音が全て反射したと仮定した場合、55dB（予測結果）×2＝58dB となり、現況の神宮球場から近傍住宅までの距離（約 160m）におけるスタジアム高さの騒音レベルと同程度と予測されます。野球場棟からの騒音については騒音の発生に配慮するよう、施設利用者に対して夜間の一定時間の音を抑える対策等の周知を行うなどの環境保全措置に努めてまいります。

		目)に対する影響予測の際、現状(本編 18 ページ)と将来配置図(本編 22 ページ)の大きな違い、即ち、巨大な建物(複合棟 A と事務所棟)から反射を考慮していない点である。これらの建物は地上 190 m の高さ、幅 80 m~120 m の大きな反射面を有する。これだけの規模の建物は現状の球場周辺にはなく、ここからの反射音は直近住宅の球場高さ(11 m)の予測結果に少なからぬ寄与(影響)があると推察される。 学会等が推奨した予測手法が存在しない、とても難しい予測計算であることは十分に理解している。しかし、大学野球等の大会は土日の昼間に、プロ野球は平日の夕方以降の開催であり、将来に亘って住居地域に騒音という影響を与えることになる。その予測計算であることを踏まえ、緻密で精度の高い推定計算をお願いしたい。	
騒音・振動	2	球場高さでの騒音の予測・評価を行っていただき、ありがとうございました。ただ、予測式や予測条件等の詳細は資料編への記載で十分と思いますが、予測結果及び資料編 p. 173 の最後の「なお、現況の神宮球場から・・・環境保全措置に努めていく。」という段落は、資料編だけでなく、本編にも記載した方が良いと思います。	球場高さでの騒音の予測結果及び球場騒音に対する配慮の記載については、本編においても記載させていただきます。
生物・生態系	1	4つの公園等(神宮外苑、新宿御苑、明治公園、代々木公園)によるみどりのネットワークの形成を認識し、鳥類をはじめとした生態系の保全に配慮していく必要がある。	周辺の公園等とのみどりのネットワーク図について、評価書素案 p. 333 に記載いたしました。 本事業の緑地は周辺のみどりをつなぐ結節点にあたることから、改変する神宮外苑広場(建国記念文庫)や再生復元する文化交流施設棟周辺及び中央広場周りの樹林地について、鳥類をはじめとした生態系に配慮した維持管理を行い、定期的なモニタリング状況に応じた順

			応的管理を継続し、将来にわたって緑地環境の保全を図る計画です。
生物・生態系	2	評価書 p.6 L.1～ 「事業の実施に伴い、計画地内の動植物の生育・生息環境となる樹木等の伐採や土壌の改変が行われるが、計画地周辺の神宮外苑広場（御観兵榎）や聖徳記念絵画館裏の緑地、新宿御苑、青山霊園、赤坂御用地等の改変は生じない。」とあるが、絵画館前広場における伐採影響による面積・体積の減少について触れられておらず、絵画館前広場を含めた記述とすることをお願いしたい。 また、「工事の完了後には、新たに植栽された緑地が加わることにより、緑被率は 19.6%となり、現況の 16.0%を上回る。緑の体積は 331,466m³となり、現況の 346,284m³を下回るが、適切に管理育成を行う計画としており、緑の量の変化の内容及び程度は小さいと考える。」とあるが、絵画館前広場の減少分を加えた量・体積が、本事業と隣接事業による累積的影響と捉えられるため、絵画館前広場における量の変化の内容及び程度を踏まえた記述とされることをお願いしたい。	絵画館前広場はアセスの対象外です。参考までに絵画館前広場における緑地の状況については、絵画館前広場を含めた毎木調査結果を評価書の素案に掲載させていただきました。 また、緑の量等の変化の内容及び程度を踏まえた記述といたします。 絵画館前広場は現況と同様にまとまった緑地が整備されることから、本事業の緑地及び周辺の公園等を含めた緑のネットワークを形成するものと考えます。
生物・生態系	3	評価書 p.6 L.24～ 「ラグビー場の配置は変更できないものの、高さを抑えるなど眺望に配慮したデザインとする。」とあるが、配置が変更できない根拠を示すことをお願いしたい。また、どれだけ高さを抑えることが可能なかの設計変更の幅は、ラグビー場計画要件からある程度予測ができるはずであり、それを踏まえた記述とすることをお願いしたい。（予測ができない場合、なぜ予測ができないか	ラグビー場の施設計画については、競技者が安全かつ良好な状態で競技でき、国際規格（ワールドラグビー競技規則）に準拠し、ラグビー競技の国際大会が実現できるフィールドサイズ等、競技に必要な要件を満たし、観客が快適かつ安全に過ごせるようユニバーサルデザインにも配慮する必要があります。 ラグビー場の施設設計の深度化に合わせ、生物・生物系への影響に対する措置の具体的な内容を検討し、高さを抑えるなど眺望に配慮したデザインとします。

		を記すことをお願いしたい。) トラス屋根の構造自体を見直す可能性がある場合、構造も含めた検討を行う旨を記述されたい。(景観 評価書 p. 9 と共通)	詳細な形状については今後、ラグビー場設計者に対して、圧迫感や閉鎖性の緩和、既存樹木の保全等に留意したデザインなどについて、引き続き検討するよう要請します。 その中でどの程度高さを抑えることが可能かも含め、構造や形状、高さを含めた詳細な設計については今後の検討となりますので、樹木への影響等に配慮して設計・建設等の各段階において関係機関と協議を行っていく計画です。
生物・生態系	4	評価書 p. 6 下から 3 行目～ 「同様に 4 列のいちよう並木についても、生育の状況のモニタリングを継続して実施し、必要に応じて対応を行っていく。」とあるが、御堂筋のイチョウ並木における「50～100 年後も健全に保ち、後世に引き継ぐ」のように、長期的な保全の目標を示すことをお願いしたい。 p. 20 「事業の基本的方針」、p. 351 「いちよう並木の保全について」においても同様。	御堂筋のイチョウ並木における「50～100 年後も健全に保ち、後世に引き継ぐ」を参考とさせていただき、緑豊かな風格ある景観を創出し、次の 100 年を見据えた多様な緑化を計画していくことを事業の基本計画の中に記載させていただきました。
生物・生態系	5	評価書 p. 7 L. 19～ 「また、ラグビー場棟による神宮外苑広場（建国記念文庫）への日影の影響については、「8.7 日影」に記載の神宮外苑広場（建国記念文庫）から最も近い調査地点「写真 8.7-5 天空写真(No. 5 地点 絵画館前交差点)」において、樹木が最も生長する時期(夏至及び春・秋分)において日影とならないことから、日照は確保されるものとする。」については、地点 5 が神宮外苑広場の北端に位置しており、そのことを考慮する必要がある。神宮外苑広場の南側では、必ずしも「日照は確保される」と言えないのではないかと確認のうえ見直しを検討されたい。	神宮外苑広場（建国記念文庫）の北側については、樹木が最も生長する時期（夏至及び春・秋分）において日照は確保されますが、ご指摘いただきましたとおり南側を含めて誤解のないよう文章を修正させていただきます。 ラグビー場棟の計画要件については、競技者が安全かつ良好な状態で競技ができ、ラグビー競技の国際大会が実現できるフィールドサイズとなるよう競技に必要な要件と観客数等で計画しています。 詳細な形状については今後の検討となるため、可能な限り日影に配慮した設計となるよう努める旨、記述を修正させていただきます。

生物・生態系	6	評価書 p. 323 ほか 「シジミチョウ類」と束ねているが、シジミチョウ類はヤマトシジミなどの草本性、ムラサキシジミなどの林縁性、アカシジミなどの樹林性とハビタットが多様である。ここでは林縁性のムラサキシジミ（文献確認種）等を指標とすることが妥当と考えられる。検討をお願いしたい。	左記頂いたとおり指標種をムラサキシジミに修正させていただきます。
生物・生態系	7	評価書 p. 336 「表 8.6-29(1)の伐採本数には15年という事業期間中の安全管理・維持のための伐採を「枯損木」として311本を含んでいる。」について、この311本の根拠が不明であるため、具体的に記述をお願いしたい。	明治神宮外苑における樹木の管理実績によると、平成17年から令和元年までの15年間に枯損木として約300本の除去が行われておりますので、それをもとに左記の記述をさせていただいております。
		また、「なお、明治神宮によると、当地区の樹木や緑については樹齢の経過とともに、樹勢も弱くなってきている樹木も少なくなく、来訪者の安全を維持・確保の徹底の観点から日常的に、倒木や枝折れ・落下対策など実施している。管理実績として、過去15年間で道路通行車両・歩行者への安全管理上等の理由で約300本の枯損木について除去が行われている。」について、具体的な根拠が不十分であり、枯損木の規模や樹齢なども不明である。根拠を示すことをお願いしたい。	枯損木の規模については本数のみ把握しており、樹齢については把握しておりません。
生物・生態系	8	資料編 p. 195-196, p. 198 「注」網掛けは注目される植物種の「植物種」は「動物種」の誤りと思います。	左記のとおり修正させていただきます。
生物・生態系	9	資料編 p. 458-465【参考】「街路樹再生の手引き」 御堂筋では影響検討会の設置や保育管理計画の策定がされており、行幸通りでは樹勢回復工事	行幸通りでは樹勢回復工事がなされておりますが、本事業では4列のいちよう並木の保全に際し、根系調査の段階から設計者、樹木医、事業者が一体となり、根系の状態に応じた基礎構造、施工方法

		と追跡調査がなされているが、これらを本事業ではどのように参照するのか不明である。両方の取り組みを踏まえて、長期的な保育管理計画と樹勢回復の考え方を示してほしい。	等を精査します。また、根系を保護するよう根を守るゾーンを設定するなどの配慮を行うことにより、イチョウの保全を図ります。 また、上記の状況については事後調査を実施して確認してまいります。
生物・生態系	10	資料編 p. 466 表 2. 4-19(1) 表層根系調査結果 表層根系調査に関する記述について、実施目的とそれに対する成果を含めて、充実をお願いしたい。 「柵より外壁想定ライン側におけるイチョウの根系は、斜出の深い根の一部がある可能性は否定できないが、樹体支持の主要な深根、養水分吸収に主要な細根は柵の手前の根にとって条件の良い域に主に拡がっていると考えられる。」とあるが、これがなぜ「根系調査においては、縁石より 6. 5m 付近はイチョウの根域と柵や盛土・生垣の境界付近であり、細根・側根・斜出根の有無、程度を土壤断面と併せて行う位置として適切と考えられる。」と言えるのか、両者の関係性が不明瞭であり、説明をお願いしたい。	表層根系調査の実施目的としましては表層約 20cm の範囲において、事前にイチョウの根の伸長量、どこまで根の先端が伸びているのかを把握し、根系調査における掘削位置の妥当性の確認を目的としています。 調査の結果、柵より外壁想定ライン側におけるイチョウの根系は、斜出の深い根の一部がある可能性は否定できませんが、樹体支持の主要な深根、養水分吸収に主要な細根は柵の手前の根にとって条件の良い域に主に拡がっていると考えられます。 柵や盛土、生垣の下部にも根が伸長していることは予想されますが、表層調査では太い根は少なかったため、土壤環境域の異なる境目付近で調査を行うことは妥当であると考えます。 従って縁石より 6. 5m 内外で細根・側根・斜出根の有無、程度を土壤断面と併せて行うことは適切と考えます。 上記について評価書においても追記させていただきます。
生物・生態系	11	資料編 P. 222-223 4 列いちょう並木西側の西に列植されている樹木（クロマツ・サクラなど）について、移植時に根系の根鉢を養生する際、隣接するイチョウと根系が絡まり合っていた場合にどのように根系を処理するのか、対処方法を検討しておく必要がある。検討のうえ追記を希望したい。	4 列いちょう並木西側の西に列植されている樹木と隣接するイチョウの根系が絡まり合っていた場合の対応については、イチョウの根の保存を優先させるため、移植樹に対する根回し範囲の調整などを行う考えですが、個別の状況にもよりますので、この場合においては樹木医等の見解を踏まえ対応してまいります。
生物・生態系	12	資料編 p. 474 表 2. 4-21(1) 土壤環境調査結果（透水及び硬度試験）の結果からは、多くのエリアで土壤固結・	透水及び硬度試験の結果については評価書本編においても記述を追記いたします。 その結果によれば、土壤環境としては

		締め固まりによる根詰まりが見受けられる。本結果は評価書本編（評価書 p. 321）において位置づけることをお願いしたい。根詰まり状態にある移植対象木の移植にあたっての配慮事項を整理する必要があると考える。 また、移植樹木により形成する植栽エリアの土壌基盤の形成方法についても、本編において具体的に示されたい。	硬い土質が多いですが、透水が良好で腐植も多いため、植栽客土としての使用は可能と考えられます。そのため、移植工事においては、土壌改良等により良好な植栽基盤を形成するとともに、作業時の踏み固めや雨天時の作業を控えるなどの配慮が必要と考えておりますので、それを環境保全のための措置に追記させていただきます。 また、移植先はまとまったエリアを確保し、良質な植栽客土を面的に敷設することで、活着を促進するとともに土中に根が伸長するスペースを十分に確保し、舗装面からの照返しや乾燥にも配慮することにより、健全な植栽環境を創出する計画です。
景観	1	評価書 p. 9 p. 34～, p. 462 「また、野球場棟の防球ネットやスコアボード、照明等の高さについては4列のいちよう並木の高さに配慮するとともに、落葉期にこれらが眺望できることに配慮し、」とあるが、落葉期には事務所棟高層建築物によるいちよう並木のビスタ景観への影響についても懸念される。これを踏まえた記述を充実することをお願いしたい。	落葉期のいちよう並木のビスタ景観への影響について、事務所棟高層建築物も含めた記述に修正させていただきます。
その他	1	評価書における根系調査の位置づけ p. 31に「令和5年1月に根系調査を行う」とあるが、なぜ評価書にいちよう並木の根系調査結果を踏まえた影響の予測評価が含まれないのか、都民に対して十分に説明がなされていない。根拠が都民に十分に伝わるよう、情報提供を行うことをお願いしたい。	4列のいちよう並木に関して、本年8月の審議会答申では「野球場棟の実施設計前に専門家によるいちよう並木の根系調査を行うこと」「調査結果を示し、建築計画及び施工計画における環境保全のための措置を具体的に示し、確実に実施すること」をご指摘いただきました。 審議会答申でのご指摘内容を受け、いちよう並木の根系調査における掘削箇所の妥当性の確認を目的とした表層調査を令和4年11月に実施しました。 それを踏まえて、いちよう並木の根系調査を冬季に行う必要があることから、令和5年1月に根系調査を実施し、その

		結果を令和５年春以降の審議会で事後調査報告書として説明いたします。 いちょう並木の根系調査結果を踏まえて、新野球場の建築計画（令和５～７年）等においていちょう並木の保全措置を示し、審議会で報告いたします。 また、上記については事業者のプロジェクトサイトにおいても公表していくなど丁寧な情報発信に努めます。
--	--	---